

公益社団法人全国結核予防婦人団体連絡協議会事務局就業規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人全国結核予防婦人団体連絡協議会（以下「本協議会」という。）事務局の職員の就業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の定義)

第2条 この規則において、「職員」とは、本協議会定款第56条第2項に規定する事務局長及び所要の職員をいう。ただし、「所要の職員」は、公益財団法人結核予防会（以下「予防会」という。）に在籍したまま本協議会の業務に従事する出向の形態をとる。

2. 出向にあたっては、覚書を本協議会と予防会で取り交わす。

(サービスの原則)

第3条 職員は、法令、定款及びこれに基づく規則等を遵守し、誠実かつ公正にその職責を遂行し、本協議会の目的達成に努めなければならない。

- (1) 職員は、本協議会の信用を傷つけ、本協議会の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (2) 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 会長の許可を受けなければ、本協議会の業務以外の業務に従事してはならない。

(採用その他)

第4条 採用、勤務、給与、安全及び衛生、災害補償、表彰及び懲戒、休職、退職及び解雇、教育等については、別に定めるものを除き、予防会就業規則の規定を準用する。

(附則)

この規則は、令和3年11月30日から適用する。